

工事関連Q & A

1 現場説明書関連 P 1

- Q 1 現場説明書等の契約書綴じ込み順序について
- Q 2 変更した現場説明書（施工条件の明示）を変更設計書に添付する必要はあるか？
- Q 3 出来形数量表は打合せ書で提出を求めるのか？
- Q 4 現場説明書の本工事着手とは？
- Q 5 実施工程表の提出時期、提出頻度について（工事工程報告書との違い）
- Q 6 本工事施工期間の完成期日 1 4 日前は変更可能か？また、出来形数量表の提出期限も変更でいいのか？
- Q 7 工事の着工について、何をもって工事着工とするのか？

2 設計変更関連 P 4

- Q 1 設計変更における工事打合せ書の効力、責任の所在、記載の必要性について

3 一時中止関連 P 6

- Q 1 一時中止の日数の取り決めはあるのか？
- Q 2 施工条件明示に、影響を受ける他の工事及び制約の有無等の記載があれば一時中止の手続をしなくてもよいか？
- Q 3 一時中止を行い、受注者より必要経費を請求された場合、その積算方法について

4 工事書類関連

P 1 1

- Q 1 施工計画書にページを振ることについて
- Q 2 提出書類、休日夜間作業通知書の備考欄の記載について
- Q 3 建退共掛金収納書の提出について、原本なのか？写しなのか？

5 その他

P 1 2

- Q 1 業務委託契約における現場説明書の添付は？

1 現場説明書関連

Q 1 現場説明書等の契約書綴じ込み順序はどのようにすればよろしいですか。

A 1 原則として、「契約書・約款・現場説明書（施工条件の明示）・質問回答書・仕様書・設計書・数量表・図面」の順で綴じ込んでください。

なお、数量表については、その数量が契約上制約されるもの（設計変更の対象）であれば契約書に綴じ込んでください。参考値であれば綴じ込まないでください。

Q 2 契約後に現場説明書（施工条件の明示）が変わった場合、変更した現場説明書（施工条件の明示）を変更設計書、変更契約書に添付する必要がありますか。

A 2 現場説明書（施工条件の明示）は、発注時に設計条件等を示すものであり、現場条件が変わった場合は「工事打合せ書」で協議します。そのため、設計変更で現場説明書（施工条件の明示）を変える必要は無く、設計変更伺書、変更契約書への添付も不要です。ただし、検査時には現場説明書（施工条件の明示）を確認するため、検査用の単抜き設計書には当初設計の現場説明書（施工条件の明示）を添付してください。

Q 3 「現場説明書(土木) 7工程の管理(3)完成期日14日までに出来形数量表を提出し、監督員の確認を受ける。」となっているが、数量表は打合せ書で提出を求めるとのか？

A 3 工事打合せ書で提出させてください。
(群馬県土木工事標準仕様書 7-167 出来形数量の提出)

Q 4 「現場説明書(土木) 6実施工程表(2)準備期間、7工程の管理(1)本工事の着手時に・・・」の本工事着手とは？

(現場説明書(土木)、施工プロセスチェックリストの解説によると起工測量、現場事務所建設は、工事着手に該当しない。7工程の管理(1)本工事該当工種は、監督員と協議し決定する。建設工事必携P7-58工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事 (現場事務所等の建設または測量を開始することをいう。))

A 4 本工事とは、第三者が実際に工事が行われていると判断できるものを想定しており、交通規制、口開け(舗装撤去等)の本体工事、水道の仮設工事等があげられます。工種は工事ごとに異なることから、実施工程表で受発注者間で協議し、本工事着手日を決定してください。機器の更新が主となる工事は、機器の発注日としてください。

起工測量や現場事務所を設営しても、実際の工事が始まらなければ、工事そのものが遅れる可能性があります。

工期延長は、適切に工程管理がされている場合に限られます。適切な工程管理がされず、工期内に完成できない場合は遅延利息、指名停止の対象となりますので注意し

てください。

**Q 5 「現場説明書(土木) 6 実施工程表」の提出時期、提出頻度及び期日は？
(工事工程報告書との違いは？)**

A 5 実施工程表は、施工計画書に添付するものと、月ごとに出来高を記載し提出するものとしております。月ごとの実施工程表の提出時期、頻度、期日は工事工程報告書に準じてください。(建設工事必携Ⅱ 4-3参照)

実施工程表と工事工程報告書の違いですが、実施工程表は詳細な工程表であり、工事工程報告書は実施工程表を基に作成された概要版(工種をある程度まとめたもの)としております。

実施工程表

実施工程表には、バーチャート、ガントチャート、ネットワーク等各種ありますが、その工事に見合った方式で作成してください。

- 1 契約条件、現場条件、調達条件等を考慮し、工種・種別・細別ごとの施工手順、施工期間を決めてください。
- 2 工種、種別、細別は、工事数量総括表を基に整理してください。
- 3 工期を通じて、機械、労務、資材の必要数を均し、過度の集中や待ち時間が発生しないよう工程を調整してください。
- 4 各工種、種別、細別の作業開始・終了時期だけでなく、基準作業量を記入し、計画と実績が対比できるようにすることが望ましい。
- 5 実施工程表には、月単位の出来高率を記入する。
- 6 協議(指示)、工事一時中止、契約変更等の事由でフォローアップを行うときには、実施工程表の下欄等に当該事項を記入してください。

Q 6 「現場説明書 6 実施工程表(3)本工事施工期間」の完成期日14日前までとあるが、随時変更可能なのか？その場合、出来形数量表の提出期限も変更でいいのか？

A 6 適用する積算基準、歩掛等により変更の必要が生じた場合、変更できるものとしてください。ただし、契約約款第24条のとおり、請負代金額の変更に係る協議については最長14日必要となることから、日数については14日以上としてください。なお、後片付け期間が14日以上としている場合は、その日数としてください。また、本体工事完了時の検査において、出来形数量表により確認する必要がありますので、出来形数量表の提出期限も変更してください。

Q 7 工事の着工について、何をもって工事着工とするのか明確な根拠を示されたい。工事看板設置や起工測量をもって着工としたものとした方がよろしいか。工事の着工について、何をもって工事着工とするのか

A 7 A 4を参照してください。

2 設計変更関連

Q 1 設計変更について、工事打合せ書の記載事項で設計変更内容及び概算金額を記載することになっているが、概算金額を記載した際の効力、責任の所在及び記載の必要性？

A 1 本来は、契約約款のとおりに変更の都度、契約変更しなければなりません。事務手続が受発注者ともに繁雑となるため、軽微なものについては工事打合せ書で処理を行い、工期末にまとめて契約変更としたのが設計変更ガイドラインであります。現場説明書に設計変更ガイドラインの適用を明示し、受発注者間の手続を明確にすることで円滑に契約事務が行われることを目的としています。また、発注者としても、予算との整合を事前に確認することで、予算不足が想定される場合などは、事前の準備が可能になります。(資料1 参照)

作成担当課・係	技術管理課基幹第一係
作成時期	2008年度
保存期間	5年
保存期間満了時期	2013年度

事務連絡
平成20年11月28日

本局各部各課（室）長 殿
各事務所（管理所）長 殿

総務部 契約管理官
企画部 技術調整管理官

「設計変更に伴う適正な措置」についての運用（通知）

「設計変更に伴う適正な措置」については平成20年11月25日付け（国部整契第707号・国部整技管第140号・国部整河工第58号・国部整道工第165号）により総務部長、企画部長、河川部長及び道路部長より通知されたところですが、下記の通り運用を定めたので通知します。

記

1. 適用工事

原則、全ての土木工事

2. 設計変更の方法

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うこととされているが、事務手続きに時間と労力を要するため、次のとおり行うものとされている。

I. 設計変更に伴う契約変更手続きをその都度、行うもの

①構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

②原則、新工種に係るもの

③設計変更が予定されるもので、その変更見込金額又はこれまでの変更見込金額の合計額が請負代金額（当初）の20%をこえるもの

II. 軽微な設計変更に伴うもので、工期末の契約変更で足りるもの

上記、I. 以外のもの

【協議簿にて、設計変更内容を指示したものについて、概算金額、延長必要日数を記載し、請負者と協議を行う】

注. 2. I.③ 渋川市では20%を10%としています。

3 一時中止関連

Q 1 工事の一時中止について、一時中止日数の取り決めはあるのか？（1日からでも？）

A 1 標準工期は、「準備期間」＋「施工に必要な実日数」＋「不稼働日」＋「後片付け期間」で構成されています。その内の「不稼働日」とは休日、降雨日、降雪期、出水期や現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）を考慮した作業不能日数であります。（積算基準及び標準歩掛（土木編）ⅠⅠ-1-④-1参照）

標準工期には上記の作業不能日数を見込んでいるため、工事の一時中止は、客観的にこれを超えると認められるものとしています。（契約約款第20条第1項参照）

また、年度内の完了が見込めないと判断された場合は、繰り越し手続きが必要となるので注意が必要です。

Q 2 施工条件明示(2)影響を受ける他の工事及び制約の有無などで記載してあれば一時中止の手続きをしなくてもよい？

A 2 影響を受ける他の工事及び制約の有無での記載では、「制約はあるが施工できる」のか、「制約により施工できない期間がある」かを明示する必要があります。（資料2 参照）

1 「制約はあるが施工できる」の場合、契約後、（契約約款第20条第1項に該当する）「制約があり施工できない」となれば、一時中止の対象となります。

2 「制約により施工できない期間がある」の場合、契約後、（契約約款第20条1項に該当する）「施工できない期間に変更が生じた」となれば、一時中止の対象となります。

3 2の場合、設計段階においてA 1の標準的な作業不能日数を超えると想定できる場合は、その日数を標準工期に加算することで対応してください。

Q 3 一時中止を行い、受注者より必要経費を請求された場合、その設計変更の積算方法？

A 3 受注者から一時中止に伴う増加費用の請求があった場合は、積算基準及び標準歩掛（土木編）Ⅰ-10-①-1 「第10章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積

算」のとおりとしてください。

営繕の場合は、国土交通省官庁営繕部 工事一時中止ガイドラインのとおりとしてください。

表1 標準工程の例

	7月	8月	9月	10月	11月	
施工計画書作成期間	■	■	■			
準備期間		■	■			
配管工事(本体工事)			■	■	■	
舗装工事(本体工事)				■	■	
後片付け期間					■	■

例1 (表2) 他工事、地元調整等があるが、同時に施工できる場合又は中断期間が標準的な作業不能日数以内と判断できる場合

	7月	8月	9月	10月	11月	
施工計画書作成期間	■	■	■			
準備期間		■	■			
他工事		■				
配管工事(本体工事)			■	■	■	
舗装工事(本体工事)				■	■	
後片付け期間					■	■

記載例 (現場説明書 15施工上の注意事項に記載)

同一施工場所での〇〇工事が発注予定となっているが、受注者間の協議により中断なく(標準的な作業不能日数以内で)施工できる。

例2 (表3) 他工事、地元調整等の影響(標準的な作業不能日数を超える)で、本体工事の着手ができない場合

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
施工計画書作成期間		■	■				
準備期間			■	■			
他工事、地元調整等	■						
配管工事(本体工事)				■	■		
舗装工事(本体工事)					■	■	
後片付け期間						■	■

施工できない期間後に、本体工事が着手できるよう発注時期を調整する。

施工条件の明示記載例

1工程関係 (2)影響を受ける他の工事及び制約の有無

他工事の名称	発注者名等	影響を受ける箇所	期間
〇〇工事	〇〇課	〇〇路線	契約日～9月10日
時間帯	工種	制約内容	その他
	本体工事	〇〇工事の施工を終えてからの本体工事着工	

例3 工事期間中に施工時期の制約、他工事の本体工事完了後の施工がある場合

表4 標準工程の例

	標準工期(120日)											
施工計画書作成期間	■	■	■									
準備期間				■	■							
仮設工事						■						
本体工事							■	■	■			
後片付け期間										■	■	■

表5 施工時期の制約 (関連工事との調整により、仮設工事を9月20日までに完了)

	7月	8月	9月	10月	11月
仮設工事					

9/20

表6 施工できない期間

	7月	8月	9月	10月	11月
他工事の本体工事				■	

表7 計画工程表

9/20

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
施工計画書作成期間		■	■			
準備期間			■			
仮設工事			■			
他工事の本体工事				■		
本体工事				一時中止期間	■	■
後片付け期間						■

施工条件の明示記載例

1工程関係 (2) 影響を受ける他の工事及び制約の有無

他工事の名称	発注者名等	影響を受ける箇所	期間
〇〇工事	〇〇課	〇〇路線	9月20日～10月31日
時間帯	工種	制約内容	その他
	本体工事	〇〇工事の施工を終えてからの本体工事着工	

1工程関係(3) 施工時期・時間、施工方法制約の有無

制約の要因	工種	時期	時間帯	制約内容
他工事	仮設工事	平成30年9月20日まで		9月20日までに仮設工事を完了すること

年度内に、標準工期がとれない場合は、繰り越し等での対応を検討してください。

例4 イベント等で指定期日までに本体工事を完成させる場合(部分使用する場合)

表8 標準工程の例

	標準工期(120日)											
施工計画書作成期間	■	■	■									
準備期間				■	■							
舗装工事(本体工事)						■	■	■	■	■	■	
後片付け期間											■	■

8月10日までに本体工事を完了し、部分使用する場合

表9 計画工程表

	7月	8月	9月	10月
施工計画書作成期間	■	■		
準備期間		■		
舗装工事(本体工事)		■		
後片付け期間			■	■

△

部分使用日

注1 適正に施工ができることを、客観的に証明する必要があります。(契約検査課と事前協議)

注2 標準工期が確保されないため設計書に計画工程表として添付する必要があります。

注3 原則は、標準工期がとれるよう早期発注してください。

施工条件の明示記載例

1 工程関係(3) 施工時期・時間、施工方法制約の有無

制約の要因	工種	時期	時間帯	制約内容
イベントの開催	舗装工事	平成30年8月10日まで		8月10日までに舗装工事を完了すること

10 その他 (10) 部分使用の有無

使用箇所	使用期間	その他
舗装範囲	舗装完成日～竣工検査	舗装完成日に担当課で速やかに中間検査を行い、道路を使用する。

10その他(9)部分引渡は、中間検査を行い部分払いをする場合に記載

4 工事書類関連

Q 1 施工計画書にはページ番号を振るべきですか？

A 1 ページ番号を振ってください。

Q 2 施工条件明示の提出書類・検査時必要書類一覧表 3 4 休日夜間作業通知書の備考欄の記載について、説明願います。

A 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うに当たっては、事前にその理由を監督員に提出しなければならないとあります。(群馬県土木工事標準仕様書 7-80 参照)

事前に施工計画書や実施工程表により受注者が休日・夜間作業を行うことを明示していれば、その都度の休日夜間作業通知書の提出を省略できるとしています。

Q 3 施工条件明示の提出書類・検査時必要書類一覧表 1 0 建退共掛金収納書の提出について、原本なのか？写しなのか？

A 3 原本の提出です。(群馬県土木工事標準仕様書 7-82 参照)

5 その他

Q 1 業務委託契約における現場説明書の添付は？

A 1 業務委託は、仕様書で対応できるため現場説明書の添付を不要と判断しています。ただし、質疑回答は設計図書に含まれますので、該当する場合は契約書に添付してください。

今後とも、添付の必要性について検討します。
